

林業・木材産業改善資金に係る基本的事項

1 基金の名称

林業・木材産業改善資金

2 基金の造成額等

(1) 基金の造成額（令和4年3月31日現在）

貸付勘定	113,561 千円
（うち国費相当額	72,832 千円）
業務勘定	3 千円
<hr/>	
合計	113,564 千円

(2) 貸付残高（令和4年3月31日現在）

3,032 千円

3 基金事業の概要

林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）に基づき、林業従事者等に対し、林業・木材産業改善資金を貸し付けるもの。

4 申請方法

資金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書に事業計画書及び知事が別に定める書類を添え、知事に提出する。

5 申請期限（年度毎）

第1回提出期限	4月末
第2回提出期限	8月末
第3回提出期限	12月28日